

6 福祉指指第 5 4 7 号

令和 7 年 2 月 1 7 日認可

定 款

社会福祉法人カリタスの園

社会福祉法人カリタスの園定款

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

- (イ) 養護老人ホームの経営
- (ロ) 軽費老人ホームの経営
- (ハ) 児童養護施設の経営
- (ニ) 乳児院の経営

(2) 第二種社会福祉事業

- (イ) 保育所の経営
- (ロ) 一時預かり事業の経営
- (ハ) 老人短期入所事業の経営
- (ニ) 老人居宅介護等事業の経営
- (ホ) 子育て短期支援事業の経営
- (ヘ) 児童家庭支援センターの経営
- (ト) 生計困難者に対する相談支援事業の経営
- (チ) 児童自立生活援助事業の経営

(名称)

第 2 条 この法人は、社会福祉法人カリタスの園という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対する福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を東京都杉並区井草4丁目19番28号に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名以上を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会にて行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、職員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第 7 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 評議員は、第 5 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

3 任期の満了前に退任した評議員の後任として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了するときまでとすることができる。

(評議員の報酬等)

第 8 条 評議員に対して、各年度の総額が 50 万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第 3 章 評議員会

(構成)

第 9 条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第 10 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定め

られた事項

(開催)

第 11 条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後 3 ヶ月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 12 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第 13 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 15 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について決議に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 14 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名がこれに署名又は記名押印する。

第 4 章 役員及び会計監査人並びに職員

(役員及び会計監査人の定数)

第 15 条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6 名以上

(2) 監事 2 名以上

2 理事のうち 1 名を理事長とする。

3 この法人に会計監査人を置く

(役員及び会計監査人の選任)

第 16 条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する

(理事の職務及び権限)

第 17 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 理事長は、毎会計年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 18 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、

監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第 19 条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。
 - (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
 - (2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第 20 条 役員の任期は、選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。 2 補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

- 3 役員は、第 15 条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。
- 4 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第 21 条 役員が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第 22 条 役員の報酬については、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(責任の免除)

第 23 条 理事、監事又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第 45 条の 22 の 2 において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 113 条第 1 項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

(責任限定契約)

第 24 条 理事（理事長、業務執行理事、業務を執行したその他の理事又は当該社会福祉法人の職員でないものに限る。）、監事又は会計監査人（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、社会福祉法第 45 条の 22 の 2 において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 113 条第 1 項第 2 号で定める額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

(職員)

第 25 条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第 5 章 理事会

(構成)

第 26 条 理事会は、全ての理事をもって構成する

(権限)

第 27 条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第 28 条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 29 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が該当提案について異議を述べたときを除く。）は理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 30 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第 6 章 資産及び会計

(資産の区分)

第 31 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産の 3 種とする。

- 2 基本財産は、別表に掲げる財産をもって構成する。
- 3 その他財産は、基本財産、公益事業財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産 39 条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第 32 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、東京都知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、東京都知事の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第 33 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第 34 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 35 条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第 3 号から第 6 号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第 2 条の 39 に定める要件に該当しない場合には、第 1 号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて定時評議員会の承認を受けなければならない。
- 3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 会計監査報告
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (5) 事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第 36 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

（会計処理の基準）

第 37 条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第 38 条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意がなければならない。

第 7 章 公益を目的とする事業

(種別)

第 39 条 この法人は、社会福祉法第 26 条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

(1) 子どもショートステイ事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

第 8 章 解散

(解散)

第 40 条 この法人は、社会福祉法第 46 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までの解散事由により解散する

(残余財産の帰属)

第 41 条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

第 9 章 定款の変更

(定款の変更)

第 42 条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、東

京都知事の認可（社会福祉法第 45 条の 36 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を東京都知事に届け出なければならない。

第 10 章 公告の方法その他

（公告の方法）

第 43 条 この法人の公告は、社会福祉法人カリタスの園の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞に掲載して行う。

（施行細則）

第 44 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

第 1 条 この社会福祉法人の創立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長	アントニオ・カオリ
理事	桧田 千代
理事	吉本 鳴海
理事	長谷川 由美子
理事	長船 タキ
監事	ト部 正毅
監事	神戸 美和

第 2 条 この定款は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表 現行
土地

令和2年3月31日現在

記号番号	住 所	施 設 名	筆	面 積	
ア	長野県松本市元町1丁目15番1	ドンボスコ保育園	1	674.77 平方メートル	
イ	同県同市同番7	ドンボスコ保育園	1	271.07 平方メートル	
ウ	同県同市同番4	ドンボスコ保育園	1	489.25 平方メートル	
エ	同県同市同番15	ドンボスコ保育園	1	29.75 平方メートル	
オ	鹿児島県奄美市名瀬大字浦上字中畑1361番	児童養護施設白百合の寮	1	2575.00 平方メートル	
カ	鹿児島県奄美市名瀬大字浦上字中畑1364番13	児童養護施設白百合の寮	1	1573.77 平方メートル	
キ	鹿児島県奄美市名瀬大字浦上字中畑1365番5	児童養護施設白百合の寮	1	174.00 平方メートル	
ク	福岡県北九州市門司区光町1丁目301番2	児童養護施設天使育児園	1	2548.00 平方メートル	
ケ	同所同番3	児童養護施設天使育児園	1	1077.00 平方メートル	
コ	長崎県長崎市飽の浦町177番	保育園親愛園	1	689.00 平方メートル	
サ	長崎県長崎市飽の浦町184番	保育園親愛園	1	191.00 平方メートル	
シ	広島県三原市東町3丁目4830番23	聖心保育園	1	1384.72 平方メートル	
ス	長崎県長崎市三京町811番33	軽費老人ホームケアハウスかおり	1	5184.56 平方メートル	
セ	長崎県長崎市三京町811番38	軽費老人ホームケアハウスかおり 老人デイサービスセンターケアハウスかおり	1	70.77 平方メートル	
ソ	長崎県長崎市三京町811番39	軽費老人ホームケアハウスかおり 老人デイサービスセンターケアハウスかおり	1	785.97 平方メートル	
タ	長崎県長崎市三京町811番40	軽費老人ホームケアハウスかおり 老人デイサービスセンターケアハウスかおり	1	1602.00 平方メートル	
チ	長崎県長崎市三京町811番41	軽費老人ホームケアハウスかおり 老人デイサービスセンターケアハウスかおり	1	25.00 平方メートル	
ツ	大分県別府市大字鶴見字石田60番2	養護老人ホーム紅葉寮	9	4710.19 平方メートル	
テ	大分県別府市大字鶴見字石田60番9	養護老人ホーム紅葉寮	1	5.69 平方メートル	
ト	大分県別府市大字鶴見字石田67番7	養護老人ホーム紅葉寮	1	334.79 平方メートル	
ナ	大分県別府市大字鶴見字石田70番2	養護老人ホーム紅葉寮	1	3.30 平方メートル	
ニ	神奈川県鎌倉市大船4丁目1005番1	聖アンナの園	1	1487.00 平方メートル	
ヌ	神奈川県鎌倉市大船4丁目1005番13	聖アンナの園	1	1100.00 平方メートル	
ネ	宮崎県宮崎市吉村町境目甲1541番14	児童養護施設竹の寮	1	223.25 平方メートル	
		基本財産土地合計		27209.85 平方メートル	

別表 現行
建築物

令和3年3月31日現在

記号 番号	住 所	構 造	施 設 名	用 途	棟 数	面 積
ア	宮崎県宮崎市吉村町沖ノ原甲1543番地2	鉄筋コンクリート造陸屋根2階建	乳児院つぼみの寮	園舎	1	1196.05 平方メートル
イ	同地同番地	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	乳児院つぼみの寮 機械室	園舎	1	9.24 平方メートル
ウ	宮崎県宮崎市吉村町沖ノ原甲1543番地2	木造スレート葺平家建	乳児院つぼみの寮	園舎	1	53.42 平方メートル
エ	同地同番地、甲1543番地3	鉄筋コンクリート造陸屋根3階建	児童養護施設竹の寮	園舎	1	2909.60 平方メートル
オ	宮崎県児湯郡川南町大字平田字通山6626番地22	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	体育館	園舎	1	420.43 平方メートル
カ	宮崎県宮崎市吉村町沖ノ原甲1543番地2、甲1543番地1	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	養護老人ホーム松の寮	園舎	1	3762.22 平方メートル
キ	宮崎県宮崎市波島2丁目90番地、91番地、99番地	鉄筋コンクリート造陸屋根3階建	ドンボスコ保育園	園舎	1	1215.11 平方メートル
ク	長野県松本市元町1丁目15番地1、15番地11	鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根3階建	ドンボスコ保育園	園舎	1	1205.11 平方メートル
ケ	長野県松本市元町1丁目15番地4	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	ドンボスコ保育園	園舎	1	196.20 平方メートル
コ	東京都杉並区井草4丁目128番地3	鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根4階建	乳児院つぼみの寮	園舎	1	2457.33 平方メートル
サ	同所同番地1	鉄骨造陸屋根3階建	乳児院つぼみの寮	園舎	1	116.83 平方メートル
シ	同地同番地3	コンクリートブロック造陸屋根2階建	法人本部	事務所	1	212.10 平方メートル
ス	同地同番地3	鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根3階建	児童養護施設小百合の寮	園舎	1	1648.86 平方メートル
セ	大分県別府市大字鶴見字石田60番地2	鉄筋コンクリート造陸屋根3階建	養護老人ホーム紅葉寮	園舎	1	4120.05 平方メートル
ソ	山梨県甲府市元紺屋町60番地、71番地1、71番地4	鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根4階建	養護老人ホーム聖ヨゼフ寮	園舎	1	2294.64 平方メートル
タ	鹿児島県奄美市名瀬大字浦上字中畑1361番地、1365番地4	鉄筋コンクリート造陸屋根3階建	児童養護施設白百合の寮	園舎	1	1829.74 平方メートル
チ	鹿児島県奄美市名瀬大字浦上字中畑1361番地	鉄骨造アルミニューム板葺2階建	児童養護施設白百合の寮	園舎	1	276.12 平方メートル
ツ	神奈川県鎌倉市大船4丁目1005番地1	鉄筋コンクリート造陸屋根2階建	保育所聖アンナの園	園舎	1	1342.36 平方メートル
テ	鹿児島県奄美市笠利町大字笠利字池増893番地4	鉄筋コンクリート造陸屋根2階建	笠利聖母保育園	園舎	1	240.48 平方メートル
ト	鹿児島県奄美市笠利町大字笠利字金久城882番地	鉄筋コンクリート造陸屋根2階建	笠利聖母保育園	園舎	1	1004.27 平方メートル
ナ	東京都多摩市落合4丁目15番地	鉄筋コンクリート造陸屋根3階建	かおり保育園	園舎	1	1450.57 平方メートル
ニ	同地同番	コンクリートブロック造陸屋根平屋建	かおり保育園 機械室	園舎	1	20.43 平方メートル
ヌ	宮崎県児湯郡川南町大字平田字通山6626番地22	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	めぐみの聖母保育園	園舎	1	629.04 平方メートル
ネ	福岡県北九州市門司区光町1丁目301番地2、301番地3	鉄筋コンクリート・鉄骨造ルーフイング葺2階建	児童養護施設天使保育園	園舎	1	1498.42 平方メートル
ノ	同所301番地2	鉄筋コンクリート造スレート葺平家建	児童養護施設天使保育園	園舎	1	137.60 平方メートル
ハ	福岡県北九州市門司区光町1丁目301番地2	木造セメント瓦葺平家建	児童養護施設天使保育園	園舎	1	70.82 平方メートル
ヒ	長崎県長崎市趣の浦町177番地、176番地	鉄筋コンクリート造陸屋根2階建	保育所親愛園	園舎	1	456.62 平方メートル
フ	広島県三原市東町3丁目4830番地23	鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺2階建	聖心保育園	園舎	1	892.11 平方メートル
ヘ	長崎県長崎市三京町811番地33、811番地38、811番地39	鉄筋コンクリート造3階建	養護老人ホームケアハウスかおり	園舎	1	4643.36 平方メートル
ホ	長崎県長崎市三京町811番地33、811番地38、811番地39	鉄筋コンクリート造1階建	養護老人ホームケアハウスかおり	園舎	1	266.76 平方メートル
マ	長崎県長崎市三京町811番地33、811番地38、811番地39	木造スレート葺平家建	養護老人ホームケアハウスかおり	園舎	1	29.10 平方メートル
ミ	宮崎県宮崎市吉村町境目甲1541番地14	木造かわらぶき2階建	児童養護施設竹の寮(地域小規模)	園舎	1	181.61 平方メートル